

第1号様式（第20条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

全体計画承認申請書

練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第20条第1項または第2項の規定に基づき、全体計画の承認を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金または奨励金の種類（該当する項目にチェック）
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）
  - 後退用地の公道化の奨励
  
- 2 助成の対象となる経費に係る工事もしくは測量の予定工期または奨励の対象となる手続の予定期間  
年 月 日から 年 月 日まで
  
- 3 添付図書  
第20条（第1項・第2項）各号による。

※申請者が法人にあつては、その事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記載し、押印してください。

第1号様式の2（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

### 全体計画承認書

年 月 日付けで申請された全体計画申請書について、審査した結果、下記のとおり全体計画を承認することを決定いたしましたので、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第20条第3項の規定に基づき通知いたします。

#### 記

1 助成金または奨励金の種類

狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成

（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）

法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成

すみ切りに係る費用の助成

非常用通路の設置に係る費用の助成

すみ切り用地の公道化の奨励

（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）

後退用地の公道化の奨励

2 助成の対象となる経費に係る工事もしくは測量の予定工期または奨励の対象となる手続の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 全体計画の承認の条件

第1号様式の3（第21条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請書

練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第21条（第1項・第2項）の規定に基づき、（助成金・奨励金）の交付を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
- 2 助成金または奨励金の種類（該当する項目にチェック）
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）
  - 後退用地の公道化の奨励
- 3 添付図書  
第21条（第1項・第2項）各号による。
- 4 個人情報に係る同意（練馬区に区税等を納付している個人の場合に限る。）  
助成金または奨励金の交付に係る審査に当たり、区が保有する私の住民登録情報および区税等の納付状況を区が確認することに同意します。

|        |
|--------|
| 収納課処理欄 |
|        |

※申請者が法人にあつては、その事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記載し、押印してください。

5 助成対象土地の寄附または地上権の設定の承諾（特別区道または区有通路に接する土地で第2章の助成を受ける場合に限る。）

助成金の交付に当たり、助成対象土地を特別区道として区に寄附もしくは申請者が助成対象土地を分筆の上、区が助成対象土地に地上権を設定することまたは区有通路として区に寄附することを承諾します。

6 すみ切り用地の公道化の承諾（第5章の奨励を受ける場合に限る。）

奨励金の交付に当たり、すみ切り用地を特別区道として区に寄附もしくは奨励対象者が奨励対象土地を分筆の上、区が奨励対象土地に地上権を設定することまたは区有通路として区に寄附することを承諾します。

7 後退用地の公道化の承諾（第6章の奨励を受ける場合に限る。）

奨励金の交付に当たり、後退用地を特別区道または区有通路として区に寄附することを承諾します。

第2号様式（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請された狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請書について、審査した結果、下記のとおり（助成金・奨励金）を交付することを決定いたしましたので、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第22条第1項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 交付予定額
- 2 助成金または奨励金の種類
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）
  - 後退用地の公道化の奨励
- 3 助成金または奨励金の交付の条件

第3号様式（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

狭あい道路の解消等に係る助成金等不交付決定通知書

年 月 日付けで申請された狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請書について、審査した結果、下記のとおり（助成金・奨励金）を交付しないことを決定しましたので、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第22条第1項の規定に基づき通知いたします。

記

1 助成金または奨励金の種類

狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成

（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）

法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成

すみ切りに係る費用の助成

非常用通路の設置に係る費用の助成

すみ切り用地の公道化の奨励

（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）

後退用地の公道化の奨励

2 不交付の理由

第4号様式（第23条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって（助成金・奨励金）の交付決定を受けましたが、内容の変更をしたいので、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第23条の規定に基づき、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額  
変更前  
変更後
- 2 助成金または奨励金の種類（該当する項目にチェック）  
狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）  
法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成  
すみ切りに係る費用の助成  
非常用通路の設置に係る費用の助成  
すみ切り用地の公道化の奨励  
（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）  
後退用地の公道化の奨励
- 3 変更の内容および理由
- 4 添付図書  
狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請書に添付した書類のうち、

変更したものまたは変更したことを証明する書類



第5号様式（第24条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請された狭あい道路の解消等に係る助成金等交付変更申請書について、審査した結果、下記のとおり承認することを決定いたしましたので、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第24条の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 交付予定額  
変更前  
変更後
  
- 2 助成金または奨励金の種類
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
(助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼)
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
(すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定)
  - 後退用地の公道化の奨励
  
- 3 助成金または奨励金の交付の条件

第6号様式（第25条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請取下届

年 月 日付け 第 号をもって（助成金・奨励金）の交付決定を受けましたが、申請を取り下げたいので、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第25条の規定に基づき、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金または奨励金の種類（該当する項目にチェック）
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）
  - 後退用地の公道化の奨励
  
- 2 取下げ理由

第7号様式（第26条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

実績報告書

練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第26条（第1項・第3項）の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 交付予定額
- 2 助成金または奨励金の種類（該当する項目にチェック）
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼）
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）
  - 後退用地の公道化の奨励
- 3 添付図書  
第26条（第1項・第3項）各号による。

第8号様式（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付額確定通知書

下記のとおり交付額を確定したので練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第27条の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 交付額
- 2 助成金または奨励金の種類
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
(助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼)
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
(すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定)
  - 後退用地の公道化の奨励

第9号様式（第29条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付決定（一部）取消通知書

下記のとおり（助成金・奨励金）の交付決定を（一部）取り消したので練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第29条第2項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 取消しの種類
  - 一部
  - 全部
  
- 2 交付予定額または交付額
  - 取消前
  - 取消後
  
- 3 助成金または奨励金の種類
  - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成  
(助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼)
  - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
  - すみ切りに係る費用の助成
  - 非常用通路の設置に係る費用の助成
  - すみ切り用地の公道化の奨励  
(すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定)
  - 後退用地の公道化の奨励
  
- 4 取消しの理由

参考様式

練馬区長 殿

## 委任状

私は、住所

氏名

を代理人と定め、下記の事項を委任しました。

記

委任内容

地番：練馬区 丁目 番 号の土地における、

練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱に基づく

(助成金・奨励金)の申請および申請に係る一切の業務

以上

年 月 日

住所

氏名

印